

# 県内の市町村合併

現在、市町村合併に向けての取組みが県内各地で進められています。平成十四年の久米島町に続き、平成十七年には「うるま市」の誕生が予定されています。県内で行われている合併協議の状況について紹介します。

## 「平成の大合併」

「平成の大合併」といわれ、全国的に進められている市町村合併。全国では、平成十六年十月一日現在、三〇三〇市町村の約六割に当たる約一八〇〇あまりの市町村で、合併協議会が設置されています。

合併に対する様々な優遇措置が盛り込まれた現行「市町村の合併の特

例に関する法律（合併特例法）の適用期限は平成十七年三月末です。現在、期限内の合併申請を目標に、県内においても、六つの地域、十八の市町村で合併協議が進められています。

## なぜ今、市町村合併か？

住民の日常生活圏の拡大や少子高

齢化の進行、地方分権の推進などを背景として、市町村には政策立案・実務能力のさらなる向上、行政サービスの広域化が求められています。また、国・地方ともに財政状況は極めて深刻な状況になっており、平成十六年度末の国・地方合計の長期債務残高は約七一九兆円となる見込みです。現在、国・地方を通じた構造改革

として、地方交付税や国庫補助負担金など国に依存した財源の見直しが進められており、県内市町村においても、より効率的な行政運営が求められています。

行財政基盤の充実・強化を図ることとは避けて通れない重要な課題であり、市町村合併は、こうした課題に対応する最も有効な手段の一つなのです。

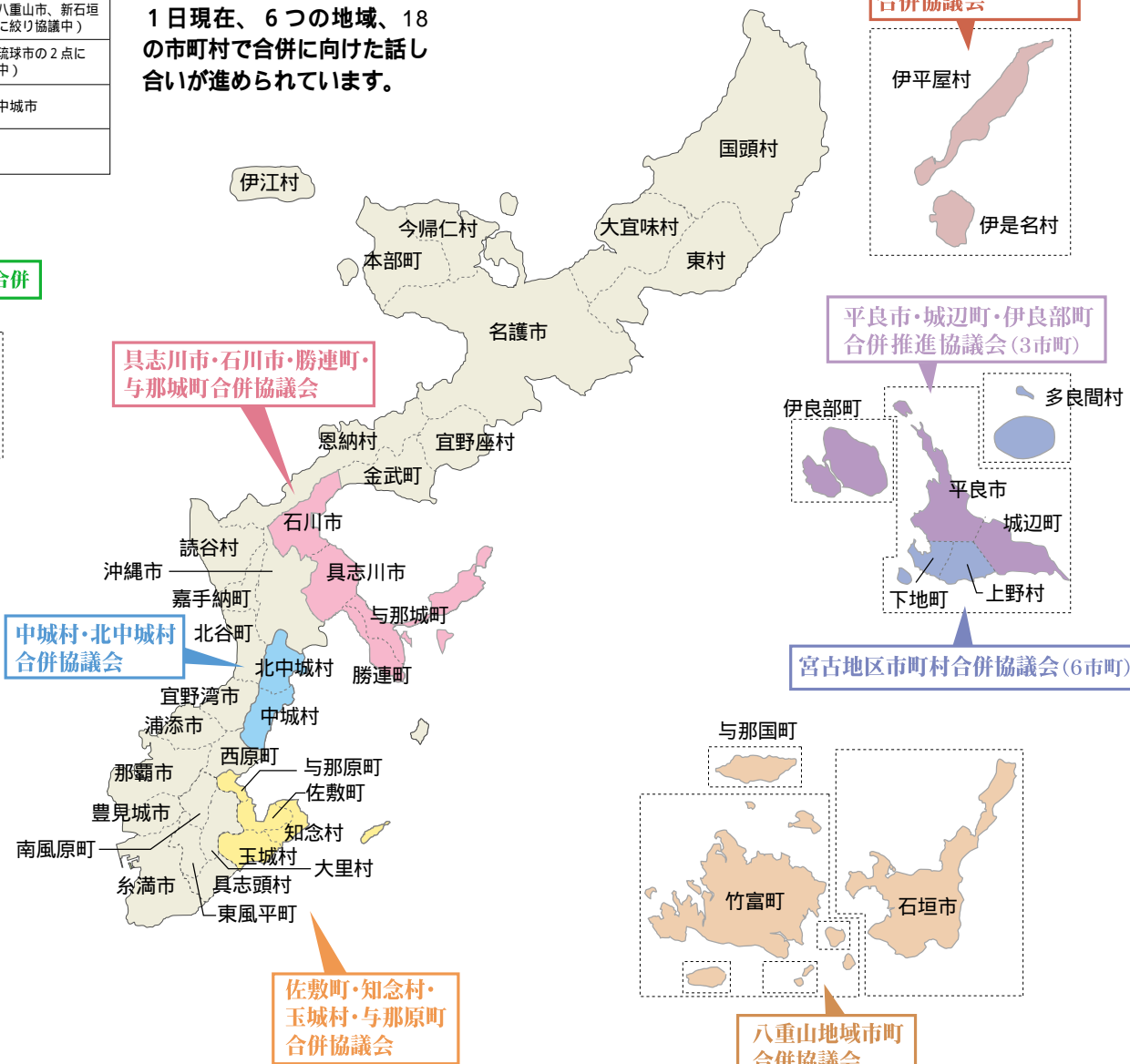
## 合併に向けての協議とは？

関係市町村で合併協議会を設置し、合併の方式、合併の時期、新市町村の名称、役所（役場）の位置、新しいまちづくりの構想及び計画、さまざまな課題について話し合うのが一般的です。

県内の各合併協議会では、市町村の住民サービスに関わるこれらの話し合いについて、地域住民へ会議を公開して協議を進めています。

## 市町村合併の動き

県内では、平成14年4月1日に仲里村、具志川村の合併により久米島町が誕生しました。また、平成16年10月1日現在、6つの地域、18の市町村で合併に向けた話し合いが進められています。



### 合併市町村（1町）

新市町村の名称	旧市町村名	人口（人）	面積（km）	合併期日
久米島町	仲里村、具志川村	9,359	63.4	H14.4.1

### 法定の合併協議会

合併協議会の名称	構成市町村名	設置年月日 (任意協議設置日)	人口 (人)	面積 (km)	合併目標期日	名称
1 宮古地区市町村合併協議会	平良市、城辺町、伊良部町、上野村、下地町、多良間村	H14.4.1	55,587	225.9	H17.1.1	宮古市 (H16.4.15活動休止)
2 具志川市・石川市・勝連町・与那城町合併協議会	具志川市、石川市、勝連町、与那城町	H15.2.1 (H13.12.1)	109,992	85.9	H17.4.1	うるま市
3 伊平屋村・伊是名村合併協議会	伊平屋村、伊是名村	H15.6.16	3,427	37.1	H17.7.31までの 早い時期	伊平屋村
4 八重山地域市町村合併協議会	石垣市、竹富町、与那国町	H15.7.1 (H14.12.25)	48,705	591.8	合併特例法の 適用期限内	(石垣市、八重山市、新石垣市の3点に絞り協議中)
5 佐敷町・知念村・玉城村・与那原町合併協議会	佐敷町、知念村、玉城村、与那原町	H15.12.1 (H15.2.20)	42,784	41.7	H17.3.31	(東方市、琉球市の2点に絞り協議中)
6 中城村・北中城村合併協議会	中城村、北中城村	H16.1.7 (H15.11.18)	30,732	27.0	H17.9.5	中城市
7 平良市・城辺町・伊良部町合併推進協議会	平良市、城辺町、伊良部町	H16.9.28	47,895	161.7		

法定協議会は7つ

### 離島地域

#### 伊平屋村・伊是名村地域 (伊平屋村・伊是名村合併協議会)

昭和14年(1939年)の分村以来の一体化を目標に、新村の名称を「伊平屋村」とし、新村建設計画作成に当たって知事との協議を開始するなど、来年の合併に向けた話し合いが最終段階を迎えています。

#### 平成14年4月1日合併



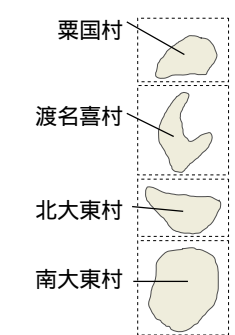
#### 宮古地域 (宮古地区市町村合併協議会) (平良市・城辺町・伊良部町合併推進協議会)

平成14年4月に平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町、多良間村の6市町村で合併協議が進められてきましたが、平成16年4月以降合併市町村の枠組みの模索が続き、9月28日、平良市、城辺町、伊良部町の3市町という新たな枠組みで合併協議会を設置し、協議を開始したところです。



#### 八重山地域 (八重山地域市町村合併協議会)

石垣市、竹富町、与那国町の3市町で合併に向けた話し合いを進めています。与那国町の住民投票の結果をふまえ今後、合併特例法適用期限内の合併に向けた話し合いが進められることとなります。



### 沖縄本島地域

#### 具志川市・石川市・勝連町・与那城町地域 (具志川市・石川市・勝連町・与那城町合併協議会)

平成15年2月の合併協議会設置以降22回にわたる協議を経て、平成16年8月16日に、4市町長による合併協定調印式が行われ、4市町の議会において廃置分合議案が可決されました。来年4月1日の「うるま市」誕生に向けて、法律上の手続や準備が進められることとなります。

#### 中城村・北中城村地域 (中城村・北中城村合併協議会)

昭和21年(1946年)の分村以来の一体化を目標に、新市の名称を「中城市」と決め、市役所の位置を当分の間、北中城村役場とするなど、来年3月の合併申請及び9月5日の合併に向けた話し合いが大詰めを迎えています。

#### 佐敷町・知念村・玉城村・与那原町地域 (佐敷町・知念村・玉城村・与那原町合併協議会)

合併に向けた話し合いが山場を迎えています。また、合併後の市制施行に向けて福祉事務所設立準備室を設置し、県において実務研修を開始するなど順調に準備を進めています。



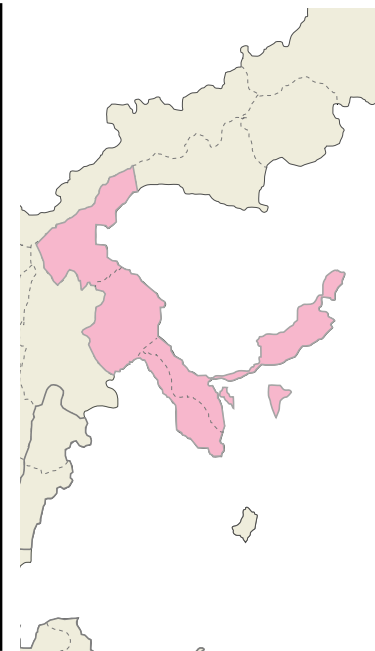


# 平成17年4月1日 本島中部に新たな中核都市 「うるま市」誕生！

去る八月十六日、石川市において四市町の合併協定調印式が行われ、その後九月二十八日から三十日にかけて、具志川市、石川市、勝連町、与那城町の四市町会議で廃置分合（合併）の議案が可決されました。

これを受けて、具志川市（知念恒男市長）、石川市（平川崇賢市長）、勝連町（藏菅眞徳町長）、与那城町（具志堅順助町長）の四市町長は、十月二十九日、稲嶺知事に廃置分合の申請を行いました。

合併に向けた今後の手続きとして、新たに設置される「うるま市」について知事が総務大臣と市制施行のための協議を行います。その後、



県議会の議決を経て、知事が廃置分合の決定を行い、総務大臣に届出を行います。

そして総務大臣の告示を経て、来年四月一日に「うるま市」が誕生することになります。

「うるま市」は人口約二万二〇〇〇人（平成十六年三月末住民基本台帳登録人口、県内約三位）、面積八五・八平方キロメートル（平成十五年十月、県内第五位）となり、本島中部の新たな中核的都市としての発展が期待されます。

人口 (H.16.3.31 基本台帳人口)	112,116人 (県内第3位)
面積 (H.15.10.1 国土地理院)	85.82km <sup>2</sup> (県内第5位)
本庁舎の位置	具志川市みどり町1-1-1 (現具志川市役所)
町・字名の取扱い 合併時に変更	石川市、勝連町、与那城町の地域 字名に原則として旧市町名を冠する。 (例)うるま市 石川伊波 うるま市 勝連平安名 うるま市 与那城平安座  具志川市の地域 旧市名は残さない。 (例)うるま市 みどり町
地域審議会の設置	旧市町ごとに、合併特例法第5条の4に基づく「地域審議会」を設置。 (設置期間は合併後10年間)

**合併に向けた今後の手続き**

関係市町長が知事に  
廃置分合を申請

知事が総務大臣と  
市制施行を協議

県議会議決、  
知事決定

総務大臣告示

新市誕生へ

平成15年	2/1	具志川市・勝連町・与那城町合併協議会（法定協議会）を具志川市に設置
	6/13 ~ 19	具志川市議会等において、石川市の合併協議会加入議案可決
	7/1	具志川市・石川市・勝連町・与那城町合併協議会に名称変更  石川市が加わり新たにスタート
	11/1 ~ 12/31	合併後の新市名称を公募 第1回～第11回協議会の内容 合併の方式・時期、新市の事務所の位置、電算システム統合等について協議、確認  協議中の様子
平成16年	6/8 ~ 8/5	第12回～第20回協議会の内容 国民健康保険事業の取扱い等の確認、新市建設計画（案）について協議。 新市の名称について協議、確認  5月27日に開催したシンポジウム 合併住民説明会を4市町内計62カ所において開催
	7/30 ~ 8/12	第21回～第22回協議会の内容 「新市建設計画」について最終案の協議、確認 「新市建設計画」について沖縄県知事との協議
	8/16	4市町合併協定調印式  合併調印式
	9/28 ~ 30	4市町議会で廃置分合議案可決
	10/29	4市町長が稲嶺知事へ廃置分合申請

平成16年5月26日に、市町村の合併関連三法が公布されました。

平成17年4月1日からこの新法の下、引き続き市町村合併を推進していくこととなります。なお、現行特例法においても一部経過措置が講じられました。

### 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（改正合併特例法）

現行合併特例法の経過措置が講じられました。

平成17年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対して、現行合併特例法が適用され、優遇措置を受けることができます。

合併後も旧市町村単位に一定の自治権を認める「地域自治区」制度、「合併特別区」制度等を活用することができるようになりました。

### 市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）

平成17年4月以降、合併新法に基づき、市町村の自主的合併を引き続き推進していきます。

「合併特別区」制度の創設により、旧市町村のまとまりに配慮しつつ合併することができます。

合併に関する障害除去のための特例措置は引き続き設けられていますが、合併特別債は廃止になります。

総務大臣の定める基本指針に基づき、県が具体的な市町村の組合せなど合併の構想を策定して、市町村合併を推進していくことになります。

県知事は構想に基づき、あっせんや調停、勧告を行うことができるようになります。

### 地方自治法の一部を改正する法律（改正地方自治法）

平成17年4月以降、市町村の判断で、地域住民と行政との協働の要として「地域自治区」を設置することができるようになります。

お問い合わせ 県市町村課  
TEL.098-866-2134 FAX.098-866-2437